

の組合員の払込済出資額と同額の払込をしなければならない。但し持分の全部又は一部を継承することにより加入する時はこの限りではない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後 30 日以内に加入申出をしたときは、前 2 条の規定に拘らず相続開始の時に組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(脱 退)

第12条 組合員は次の事由によって脱退する。

- 1) 組合員たる資格の喪失
- 2) 死亡又は解散
- 3) 除名
2. 組合員に前項第 1 号及び第 2 号の事由があったときは遅滞なく届け出るものとする。
3. 組合員は第 1 項各号に定める事由によることなく脱退しようとする場合はこの組合に予告し、その予告を行った日の属する事業年度の末日において脱退することができる。
4. 前項の予告は当該事業年度の末日 60 日前までに脱退の旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第13条 次の各号の 1 に該当する組合員は総代会の議決によって除名することができる。この場合においてこの組合員はその総代会の会日 1 週間前までに当該組合員に対してその旨を通知し、かつ総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- 1) 組合の事業を妨げ又は妨げようとする行為をした組合員
- 2) 組合の秩序を乱す行為をした組合員
- 3) 組合の事業の利用に付き不正行為をした組合員
- 4) 法令に違反しその他組合員の信用を失わせるような行為のあった組合員
- 5) 出資金の払込又は組合費を故意に 3 ヶ月以上滞納した組合員（出資金の払込、経

費の支払いその他この組合に対する義務を怠った組合員

(脱退者の持分の払い戻し)

第14条 組合員が脱退したときはその出資額を限度として払い戻すものとする。但しその脱退が除名によるときはその半額とする。

2. この組合の財産をもってこの組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員はその出資口数に応じ、未払込出資額を限度として損失額の払込をしなければならない。
3. 前 2 項における請求権は、その脱退の時から 2 年間行われなない場合は時効により消滅する。

(出資口数の減少)

第15条 組合員は次の各号の 1 に該当する時は、事業年度末においてその出資口数を減少すべきことを請求することができる。

- 1) 事業を休止したとき
- 2) 営業の一部を廃止したとき
- 3) その他特にやむを得ない理由があるとき
2. この組合は前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。
3. 出資口数の減少については前条の規定を準用する。

(届出事項)

第16条 組合員はその氏名、名称又は営業を行う場所を変更したときは、1 週間以内にその旨をこの組合に届けなければならない。

2. 美容所の閉鎖、休業又は従業員の変更の場合も又同じ。

第 4 章 出資及び持分

(出資の引受)

第17条 組合員は出資 1 口以上を有しなければならない。

(出資 1 口の金額)

第18条 出資 1 口の金額は弐千円とする。

(出資の払込)

第19条 出資は一時に、その金額を払い込まなければならない。

(出資口数の最高限度)

第 20 条 一組合員の有する出資口数は、組合員の総出資口数の 4 分の 1 を超えてはならない。